国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

一十一月廿一日

一来月二日土井大炊頭殿[illegible]

[illegible]

[illegible]

以上

土井大炊頭殿京[illegible]御内[illegible]

[illegible]

[illegible]以上

十一月 志水清[illegible]

大[illegible]一字

一[illegible]

[illegible]

十一月廿二日

一[illegible]

以上

[illegible]

[illegible]御神[illegible]

[illegible]御神[illegible]

[illegible]御神[illegible]

[illegible]

十一月廿二日

志水清[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

役文御内意之由申来ル　　右口宣案清親

猶又村井大膳亮生実者元相心得候様
被仰付候旨被仰出候ニ付御所へ
右ハ太政官ヨリ被仰出候ニ付御年
太政官ヨリ御渡被成候ニ付差上候
御用ニ付右之通相心得申候　差上候
被仰付候ニ付御届申上候　右之通
　　可申事
右之御所御年寄中一通御留被成候
被仰付候

御所御用ニ付御届申上候　当番
右之通被仰付候
右之通相心得可申候旨
　　十二月　　　　　　出納清順
　　　　右

以上十二日二通一通ニ表包致し
右之内ゟ被差出候　被仰付候
御内日御届申上候

十二月十六日
一　御菓子　　御年初御料理
　　　　　　　星覚
一　鶴子十六日之通
仙洞様　鶴丸　右之御料理伊勢御祓
御所様御十二日銀十六貫余目
仙洞様御神事ニ付御用相済候て夫々
右ニ付右之　右之御沙汰ニ付　ても御年
以上
　　十二月十七日
　　　　　　　　　　　午時刻
　　　　　　　　　　　　　謹書

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十一月

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号　826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

享和二壬戌年正月

附随身御用并傳奏衆廻書留

一四

武辰

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

裏松右少弁殿　新写
広橋中納言殿　新写

四月
廿六日
中御門大納言殿
勧修寺宰相殿
柳原内蔵頭殿
小路殿権弁殿
清閑寺少納言殿
大宮大蔵卿殿
真丹波守殿

進物ニ入御所之書付御目録被遊し
候由ニ付御所之御目付遣ス
右ハ其内ニ而御所ニ而書付裏書被下
候由之御事

御茶当割

進藤殿	鴨御豊前守
同中部	中村清吉
内蔵寮	山添文兵
山崎殿	一江中兵
同中部	堀川伊勢
検非違使	鴨御同讃守
御随身	土肥備守
隼人殿	田中和泉守
同中部	堀川右衛門
大膳寮	林讃岐守
史生殿	中務兵衛佐
青侍衆	林薩摩守

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

火長　　　　　　下田木工
倉子　　　　　　大濱主殿
主水司　　　　　井上文治
御膳番　　　　　野脇二位
同下部　　　　　同前同断
御末衆　　　　　東頭陸奥守
同下部　　　　　同前同断
以上
右之面々前多分無之朝山ニ迄参
但御用番衆江伺候之上参候様被申渡
文面殿之御用番衆江御通し

四月廿七日
一　近衛殿御附御用人斎藤口上
御附御中奉行御勘定所江　御家来
近衛殿家来ニ罷出申候ニ付御勘定所へ
中近衛殿御奉行衆江御届申出
御家来其元へ被申候へ御家来
到候旨申渡候御請書差出
申達

四月廿八日
一　右之御附御殿衆ニ役者迄
御所御用向御勘定御沙汰之上
御番所御用番衆之御口一統之組へ
前代迄実名并当日御家来御家ニ
相改此段申渡候以上御附御番衆
御蔵之儀御中家老ニ通候而一統
之組ニ有之実名并御家来御家来
之分ニ御目ニ付御家之文之御家来
之儀ニ付右御用之御当分
之御沙汰之上御家来御届
御手元ニ罷出御家之御家来
御家之御家之人御届出入申
二枚トヂ二致表包被御届御名添

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

十一月十四日
一 停大坂屋生嶋行　新宮参[illegible]
　右 御[illegible]書[illegible]
大田作[illegible]坂屋七法阿弥　官位
　御礼。
十一月二十日
一 傳奏衆分銀子お手当
　口上覚
紀州様
内侍所[illegible]御神楽[illegible]
[illegible]　御神楽
[illegible]様[illegible]御[illegible]
[illegible]
[illegible]
十二月二日
　[illegible]
十二月二十日
[illegible]
　[illegible]
一 十二月七日
[illegible]一[illegible]
　村[illegible]法[illegible]
[illegible]
[illegible]
十二月十四日
一 院御通[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

武八四

享和三癸亥年正月

府随身中御用并傳奏衆元觸書留

武辰

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

一條 雪元公御参内

廿六日 雨 申刻過 宮ゟ内山御越

未刻雨 有人馬 未御用

人馬留別紙相記ス 通ノ分

東海道

五来 有人来 吉野宿 十七年一切人馬留 御用ニ付 御免ニ付

相記ス 別紙

中山道

五来 有人来 熊谷宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

有人来 上尾宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

日光道

五来 有人来 古河宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

有人来 栗橋宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

水戸道

五来 有人来 松戸宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

有人来 市川宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

廿七日 雨 未刻過 宮ゟ内山御越

未刻雨 有人馬 未御用

人馬留別紙相記ス 通ノ分

東海道

五来 有人来 吉野宿 十七年一切人馬留 御用ニ付 御免ニ付

相記ス 別紙

中山道

五来 有人来 熊谷宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

有人来 上尾宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

日光道

五来 有人来 古河宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

有人来 栗橋宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

水戸道

五来 有人来 松戸宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

有人来 市川宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

廿八日 雨 未刻過 宮ゟ内山御越

未刻雨 有人馬 未御用

人馬留別紙相記ス 通ノ分

東海道

五来 有人来 吉野宿 十七年一切人馬留 御用ニ付 御免ニ付

相記ス 別紙

中山道

五来 有人来 熊谷宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

有人来 上尾宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

日光道

五来 有人来 古河宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

有人来 栗橋宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

水戸道

五来 有人来 松戸宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

有人来 市川宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

廿九日 雨 未刻過 宮ゟ内山御越

未刻雨 有人馬 未御用

人馬留別紙相記ス 通ノ分

東海道

五来 有人来 吉野宿 十七年一切人馬留 御用ニ付 御免ニ付

相記ス 別紙

中山道

五来 有人来 熊谷宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

有人来 上尾宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

日光道

五来 有人来 古河宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

有人来 栗橋宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

水戸道

五来 有人来 松戸宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

有人来 市川宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

朔日 雨 未刻過 宮ゟ内山御越

未刻雨 有人馬 未御用

人馬留別紙相記ス 通ノ分

東海道

五来 有人来 吉野宿 十七年一切人馬留 御用ニ付 御免ニ付

相記ス 別紙

中山道

五来 有人来 熊谷宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

有人来 上尾宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

日光道

五来 有人来 古河宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

有人来 栗橋宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

水戸道

五来 有人来 松戸宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

有人来 市川宿 御用ニ付 御免ニ付 別紙

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

二月六日　　　雑掌

土山淡路守殿

追而御返し被仰出候の通りに候以上

右之趣申達候

二月十日
一 紫宸殿御茶會 参内申付候ニ付参

候

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月十日

寺元　但馬

清[illegible]大蔵之助

速見駿河

[illegible]

[illegible]

小林内蔵助殿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

一 二月八日

武者所

土佐将監兼隼人佑武員 六十三才

去ル年中六年ニ加階年限ニ付

加階正六位下申文 一通

叙日書 一通

家例書 一通

右之通此先例ニ付久我殿へ持参候処

思召無之候ニ付此度去ル[illegible]ニ而

思召之ル由桜井左兵衛尉より被申渡

右[illegible]候所[illegible]思召無之由[illegible]

之儀ニ付被伺候 堂上[illegible]

由[illegible]中納言[illegible]

元年七月当[illegible] 堂上[illegible]

明ケ正月[illegible] 右[illegible]

[illegible]思召無之[illegible]

右[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 二月十七日

一 武員加階[illegible]右之通[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月十八日

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　　ガラス使用

三月廿六日
一　同断　火之番　能勢利兵衛

口上覚

南表御番所西御通御門之儀
勤番山田大吉も所労ニ付私義番
より相勤申候処此度京都ニ罷在候
中村四郎兵衛被仰付候様奉願上候

右之通
新庄

三月廿七日

一　山法務之儀

追而申上候

三月廿七日
一　院御所ゟ七ツ時御内々被仰出候四伏
参上之通

自今諸家拝賀前駈扈従之類
總依私事被請分之時其度々
先伺
院御気色可領状事
但従公事之時不及伺事

一　此度以前ゟ七ツ時御通之御儀ニ付
御出之節御通之御用御座候
右之通御届申上候

三月廿七日
右之日向守

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

多 右近将監久教 諸司 新色 白丁 〃
新色 白丁 〃
欣多 左近将監忠傳 諸司 従者 装束
以上
久保 右近将監之道 諸司 従者 笛
以上
芝 右近将監葛葉 赤 諸司 従者 琴持
以上
多 右近将監忠同 諸司 従者 〃
以上
多 右近将曹久親 諸司 。従者 内記(?)密使
以上
小林 助之次 諸司 馬副 舎人 手振 〃
手振 〃
〃 新色 〃 白丁 舎人
〃 新色 〃 白丁 舎人
白丁 舎人
右右将 [illegible] 出御 [illegible]
[illegible]
[illegible]
一 廿二日
一 伶人参府 [illegible]
遊市川備中守 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]
新 [illegible]
[illegible]
[illegible]

迄り候ハヽ右ハ一ヶ年壱貫文充ニ而申付候処
候ニ付一ヶ年ニ而既ニ享保年中右
願通り新ニ受取候而も一ヶ三人程
宛不残ニ而相勤候所之役料ニ而
川場ニ而候て新ニ千石程可有之候ニ付条
以来御用道中ニ而御七ツ添家宿泊
并御状川役人并ニ付候積之旨
ニ而中御一ヶ年ニ而右之通相願候處
申上候通相勤候様御聞済之中ニ付
御達有之候ニ付是ニ而被仰付候ニ付
候中付候ニ而相続仕

右之通り御願申候

三月

口上覚

私儀此度通り十七日より御所
御用所司様御届可被成候ニ付
御事も御座候通り申上候

南條少将
雑掌

廿八日十二日

一　御渡被成候
進ニ而一通り写千候段御返答可被成候

廿九日十七日
一増少将御達書御事也

口上覚

安楽心院高橋近江守今井
七日御用掛り候三十日ニ而御廣
朝ニ
仁川様三千石ニ而御申付候御届
右申上候御中付候相仲ヶ宮
候之ニ付此度申上候以上

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

安政二　雑書

七月廿七日

一 出火清游上座

進上内一通之写し相認置遣し

右之如し

右伺之通相聞届候

一 去ル六日

右妻儀病死仕候ニ付

忌　十日

服　三十日

右之通忌服相慎候

和田伊賀守武清

右之通忌服相慎候

和田大上野清記

右妹儀病死仕候ニ付

忌　二十日

服　九十日

右之通忌服相慎候

進藤大之進七数定

和田左之進七清胖

右妹儀病死仕候ニ付

忌　二十日

服　九十日

右之通忌服相慎候

河小花之十兵衛房熾

右従父妹儀病死仕候ニ付

忌　三日

服　七日

右之通忌服相慎候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

自享和四甲子年正月朔

御随身中御用并侍　養元觸書留

至同年十二月晦　二月十一日改元為文化依革令也

武辰

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用